

競争入札参加者の心得

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課

物品の購入及び製造等の一般競争入札の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

1 入札の一般的注意

- (1) 入札の執行時刻までに必ず出席すること。
- (2) 入札を辞退する場合は事前に連絡すること。
- (3) 入札者は入札公告に記載された入札参加資格を有する者、又はその代理人とする。
- (4) 入札者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出し、確認を受けた後入札しなければならない。
- (5) 入札中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札書についての注意

- (1) 入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、代表者印を押印すること。代理人入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人の印を押印すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペンで記入し、頭書に¥の記号を付記すること。
- (3) 入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札書の記載事項（入札金額を除く）について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。
- (5) いったん投函した入札書は、取り替え、訂正又は取り消しをすることはできない。

3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 最低の価格で有効な入札が2以上ある時は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 予定価格の範囲内で有効な入札をした者がいないときは、再度入札を行う。
- (4) 再度入札（初回入札を含めて3回）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格の入札をした者と予定価格の範囲内において随意契約を行うことがある。
- (5) 入札参加者が1者となった場合でも、入札を実施する。

4 入札書に記載する金額

入札参加者は、交換契約を除き、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

5 契約金額

契約金額は、入札書に記載される金額に、その10%に相当する金額を上乗せしたものであるものとする。

なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。